

学修成果の適正評価の方針と客観的な指標設定について

学修成果の評価および客観的指標について、「長崎県中央看護学校学則」「長崎県中央看護学校細則」「履修規定」に以下のように定めている。

長崎県中央看護学校学則

(単位の認定)

第16条 単位の認定は授業科目を必要な時間履修した場合、成績を評価し行う。

(1) 成績の評価は、出席時間数が授業時間数の3分の2以上の者が受けることができる。3分の2に達しない者は補習を受けなければ、その科目の評価を受けることができない。

(2) 臨地実習の評価は、5分の4以上出席した者が受けることができる。5分の4に達しない者は補習を受けなければ、実習の評価を受けることができない。

2. 単位の認定は、運営会議の議を経て行う。

3. 成績評価の基準については別に規定を定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 校長は、入学前の大学等で修得した単位を認定する。

2. 既修得単位の認定については、別に定める。

(科目の先修条件)

第18条 臨地実習の履修にあたっては別に定める専修科目の単位を修得しなければならない。

長崎県中央看護学校細則

(学習成績評価および科目の先修条件)

第7条 学則第16条、17条、18条に基づく成績評価、単位認定、科目の先修条件については別に定める履修規定によるものとする。

履修規程

Ⅱ 学科単位修得

【成績及び評価について】

1. 学科試験の成績は100点をもって満点とし、各科目60点以上を合格とする。但し、複数の講師で担当する科目で、担当講師ごとに試験を行う場合も同様に、各試験100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

2. 科目の評価は、次の基準によって行う。

1) 優(80点以上)、良(70~79点)、可(60~69点)、不可(60点以下)とし、優、良、可を合格とする。

2) 科目評価を1試験で行う評価の場合は、上記の評価基準とする。但し、再試験を受け、合格した場合の評価は、「可」となる。

3) 複数の講師で担当する科目で、担当講師ごとに試験を行う場合の評価は、以下の通りを行う。

(1) 再試験がない場合

各本試験の点数を授業時間で按分し、合計した点数を上記1)の基準に基づき評価する。

(2) 再試験があった場合

ア、再試験が合格であった場合、(1)同様に評価する。なお、合計点数が、60点未満であっても「可」となる。

イ、再試験が1つでも不合格である場合、当該科目は、「不可」となる。

4) 試験を受験しなかった場合の成績は、0点とする。

5) 答案用紙に学籍番号・氏名の記入がない場合の成績は、0点とする。